

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆高齢者が狙われる！SF 商法
- ◆平成27年度宮城県消費生活センター相談状況の概要
- ◆身に覚えのない高額請求…子どものオンラインゲーム利用料だった
- ◆消費生活セミナーを開催します！



高齢者が狙われる！SF 商法



知人に誘われ、「無料で日用品がもらえる」という会場に出かけた。何度か通っていたら、私だけ販売員に呼び止められた。1対1でじっくり勧誘され、断り切れずに50万円の健康食品を購入した。高額なので解約したい。

【SF商法とは】

閉め切った会場等に人を集め、日用品等をただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができない高揚した雰囲気の中で、布団や健康食品等の高額な商品売りつける商法です。

最近では、数カ月以上と長期にわたって販売会が開催される中で、無料や安価に販売される日用品を目当てに会場に通い続ける高齢者に対し、販売員が個別に声を掛けて高額な商品の購入を勧めるといった手法も見られるようになりました。



©KANAGAWA2016

★アドバイス★

- 安易に会場に近づかないようにしましょう。
- 勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう。
- 大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう。
- 万が一契約してしまっても、SF 商法の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフすることができます。
- トラブルになった場合には、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

1人で悩まず
相談しましょう



平成27年度宮城県消費生活センター相談状況の概要

宮城県消費生活センターと県内6カ所に設置されている県民サービスセンターを合わせた県に寄せられた相談件数は7,741件で前年度と比較すると1,081件減少しました。

また、60歳代以上の高齢層からの相談が依然として全相談件数の約3割を占めています。訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入などの「家にいて巻き込まれるトラブル」に関する相談が多いです。

☆アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が5年連続最多☆

スマートフォンが様々な世代に急速に普及したこと等により、アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が全相談の約20%を占め、5年連続最多となりました。

また、20歳未満から70歳代までの各年代においてもそれぞれ最多の相談件数となっています。

相談内容としては、「無料の動画を見ようと思い、年齢確認をクリックしたら、突然アダルトサイトに登録になり、利用料を請求された。」などといった“ワンクリック請求”や、「コンテンツ利用料の未払いがある。支払わないと訴訟を提起する。」などの内容のメールが届く“架空請求”などが多いです。



©KANAGAWA2016

☆インターネット接続回線に関する相談が大きく増加☆

インターネット接続回線（光回線など）に関する相談が前年度より120件増え、439件の相談が寄せられました。また、順位も6位から2位に上がっています。平成27年2月から光回線の卸売りサービスが実施され、それに伴い、相談が増加したものとみられます。



相談内容としては、「インターネットが現在使用中の料金よりも安くなると言われ契約したが、実は安くないことが判明した。」「契約中の通信会社を名乗り、光回線が安くなると電話で勧誘され申し込んだ。後日相手方から封書が届き、契約先が変わったことに初めて気づいて解約を申し出ると違約金がかかり、電話番号も変わるといわれた。」などといった相談です。

☆その他☆

- 大手企業などの個人情報流出のほか、国勢調査やマイナンバー制度に便乗して、行政機関を名乗り流出した個人情報の削除を持ちかける不審電話などが増加しました。
- 「携帯電話サービス」は、前年度と比較して39件増加し133件と約40%増加しました。内容としては、「申し込んだ覚えのないサービスの料金が請求された。」「解約を申し出たら高額な解約金を請求された。」などの相談です。



商品・サービス別相談件数(中分類)

順位	商品・サービス	相談件数	
		H27年度	H26年度
1	デジタルコンテンツ	1,503	1,792
2	インターネット接続回線	439	319
3	商品一般	359	398
4	相談その他	348	356
5	不動産貸借	323	407
6	フリーローン・サラ金	309	413
7	工事・建築	256	288
8	四輪自動車	179	224
9	携帯電話サービス	133	94
10	他の行政サービス	119	100

身に覚えのない高額請求…子どものオンラインゲーム利用料だった



【こんな事例がありました】

クレジットカードの利用明細に、覚えのない15万円の請求があった。調べてみると、自分が以前使用していたスマートフォンを使って、小学生の息子がオンラインゲームで遊び、ゲーム内のアイテムを購入していたことが分かった。自宅のWi-Fi経由でインターネット回線につながり、登録してあったクレジットカード番号だけで決済できたようだ。

★アドバイス★

- スマートフォン（以下スマホ）は、通信契約を解約した後も、自宅や飲食店のWi-Fi（無線LAN）環境などを経由してインターネットにつながることがあります。
- 使っていないスマホでも、インターネットにつながると簡単にクレジットカード決済できることがあります。子どもが予測できないパスワードを設定するなど、対策を講じましょう。
- 子どもによるオンラインゲームのトラブルは低年齢化しています。子どもは親の想像以上に簡単にスマホを操作できるものです。親子で使い方のルールを話し合しましょう。
- 困ったときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活セミナーを開催します！

参加
無料

若者を取りまくトラブルについて考える

～インターネットトラブル、マルチ商法、奨学金問題、ブラックバイト～

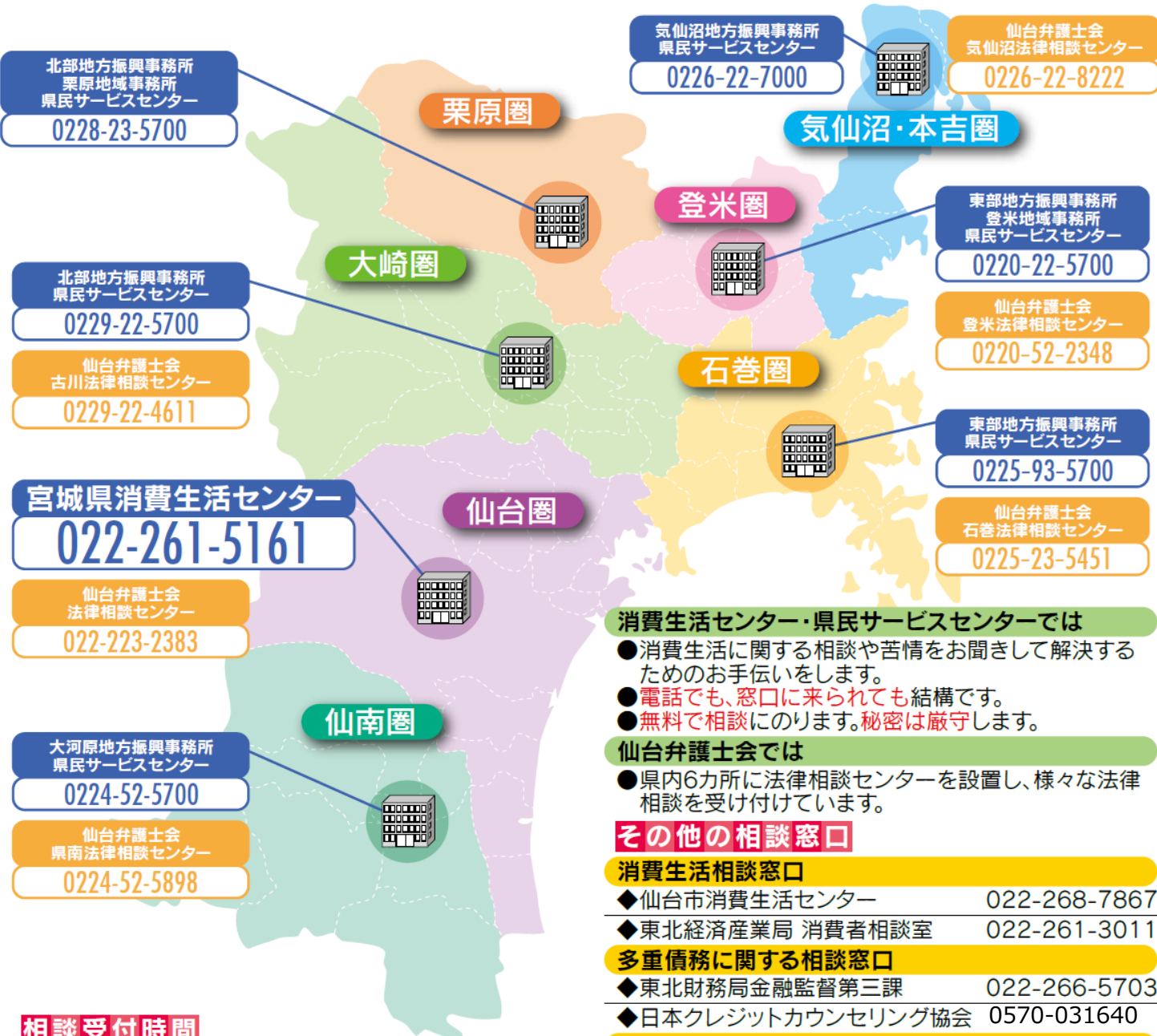
未成年から成年への変化、学生から社会人へとライフスタイルの変化が伴う若者が直面するトラブルについて考え、消費者市民社会における若者への消費者教育について考えます。

日時	平成28年8月18日（木）13時～15時30分
場所	せんだいメディアテーク 7階 スタジオシアター
プログラム	I 基調講演 「若者を取りまく消費者問題と消費者教育の重要性」 講師 日本女子大学教授 細川 幸一 氏 II 事例発表 「弁護士によるリレートーク」 講師 NPO法人消費者市民ネットとうほく及び仙台弁護士会 III 事例発表 「学生と取り組む地域での消費者被害防止教育活動」 講師 東北工業大学准教授 伊藤 美由紀 氏
定員	180名（先着）※事前にお申し込みください。
申込方法	電子メール又はFAXにて、下記申込先へお送りください。 「消費生活セミナー申込み」と記入し、 本文に（1）氏名（2）所属（3）連絡先電話番号を記入し送信してください。
申込先 ・ 問合せ	宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班 TEL：022（211）2524 FAX：022（211）2959 電子メール：syoubuns@pref.miyagi.jp

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）